

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190304	広島近鉄タクシー株式会社 法人番号(3240001009237) 代表者仁山功臣	広島県広島市南区皆実町2丁目7-19	本社営業所	広島県広島市南区皆実町2丁目7-19	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	情報提供を端緒として、平成30年10月30日に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第21条第1項)(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	1	1
20190311	広島近鉄タクシー株式会社 法人番号(3240001009237) 代表者仁山功臣	広島県広島市南区皆実町2丁目7-19	本社営業所	広島県広島市南区皆実町2丁目7-19	文書警告	道路運送法第27条第3項	一年以内における当該営業所に係る速度超過件数が3件に達したことを端緒として、平成31年3月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
20190327	尾道合同タクシー株式会社 法人番号(5240001037888) 代表者佐藤英二郎	広島県尾道市栗原西2丁目1-11	栗原営業所	広島県尾道市栗原西2丁目1-11	輸送施設の使用停止(80日車)、文書警告及び文書勧告	道路運送法第23条第3項、第27条第3項及び道路運送法施行規則第66条第1項第8号	酒気帯び運転をしたとして、広島県公安委員会から通知を受けたことを端緒として、平成29年9月26日、平成30年2月16日及び同年3月20日に監査を実施。15件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任未届出違反(道路運送法第23条第3項)(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第21条第1項)(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(6)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)(7)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)(8)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(9)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(12)特定の運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第2項)(13)整備管理者の変更未届出違反(道路運送車両法第52条)(14)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)(15)法人の役員の変更未届出違反(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	8	8

20190329	白梅交通有限会社 法人番号(2240002 030556) 代表者高島敏恵	広島県三次市三良坂町三 良坂814-1	本社営業所	広島県三次市三良坂町三 良坂814-1	文書警告	道路運送法第27条第 3項	情報提供を端緒として、平成31年3月19日に 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定 期点検整備の実施違反(道路運送車両法第4 8条)	0	0
----------	--	------------------------	-------	------------------------	------	------------------	---	---	---